

特定非営利活動法人日本オリンピック・アカデミー
委員会規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人日本オリンピック・アカデミー（以下「当法人」という。）定款に基づき設置される委員会の構成および運営については本規程の定めるところによる。

(構成および所管事項)

第2条 各委員会は、下記に規定する事項について協議し、調査研究及び業務を遂行する。

(1) オリンピック研究委員会

- ① オリンピック・パラリンピック教育、オリンピック憲章、クーベルタン著作等に関する調査研究に関すること。
- ② 各種研究会等の企画・運営に関すること。
- ③ 日本ピエール・ド・クーベルタン委員会（CJPC）への協力に関すること。

(2) セッション&レクチャー委員会

- ① JOAセッションの企画・運営に関すること。
- ② JOA オリンピック・レクチャーの企画・運営、講師派遣等に関すること。
- ③ ユース・フォーラムの開催協力に関すること。

(3) 海外セッション派遣委員会

- ① 国際オリンピック・アカデミー（IOA）各種セッションへの参加者の選考・派遣に関すること。
- ② JOA セミナーの企画・運営に関すること。
- ③ IOA 及び海外国内オリンピック・アカデミー（NOA）セッション等講師派遣に関すること。
- ④ IOA 及び海外 NOA セッション参加者や講師経験者による OB/OG 連絡網の作成に関すること。

(4) 編集・出版委員会

- ① 機関誌「JOA Times」の編集に関すること。
- ② 外部向け新メディア発行企画の検討に関すること（渉外・マーケティング委員会と連携）。
- ③ ウェブサイトおよびその他広報媒体等を通じた広報に関すること広報委員会と連携）。

(5) 企画委員会

中長期的な方針の策定等に関すること。

(6) 法務委員会

権利関係及び諸規程等に関すること。

(7) 渉外・マーケティング委員会

知名度向上、収入増加及び連携推進等に関すること。

(8) 総務委員会

- ① 事務局管理、総会・理事会運営、活動報告書・計画書の作成等に関すること（財務委員会と連携）。
 - ② 入会申込みおよび事務局への問合せの対応・管理等に関すること（財務委員会、広報委員会と連携）。
 - ③ 関連機関主催事業等への講師派遣に関すること。
 - ④ JOA オリジナルグッズの頒布に関すること（財務委員会と連携）。
- (9) 財務委員会
- ① 事務局管理、経理処理、活動計算書・予算書の作成等に関すること（総務委員会と連携）。
 - ② 入会申込みおよび事務局への問合せの対応・管理等に関すること（総務委員会、広報委員会と連携）。
 - ③ JOA オリジナルグッズの頒布に関すること（総務委員会と連携）。
- (10) 広報委員会
- ① 入会申込みおよび事務局への問合せの対応・管理等に関すること（総務委員会、財務委員会と連携）。
 - ② ホームページの管理・運営に関すること。
 - ③ メールマガジンおよびメーリングリストの管理・運営に関すること。
 - ④ ウェブサイトおよびその他広報媒体等を通じた広報に関すること（編集・出版委員会と連携）。
 - ⑤ オリピック・コンサート等関連機関主催事業における広報・展示に関すること。

(委員長)

第3条 各委員会に委員長1名を置く。委員長は理事の互選により選出し、会長が委嘱する。

- 2 委員長は、各委員会の会務を総括する。
- 3 委員長の任期は、委嘱の日から開始し、選任後2年以内に終了する事業年度に開催する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。なお、任期の満了前に退任した委員長の後任として就任した委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員長は、任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。
- 5 委員長が必要と認めるときは、副委員長を置くことができる。副委員長は、理事または正会員の中から委員長が指名し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

(委員)

第4条 各委員会の委員は、当法人の役員(理事、監事)、正会員、一般会員及び参与から所管する委員会の委員長が指名し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から開始し、所管委員会の委員長の任期の範囲内のうち、選任後2年以内に終了する事業年度に開催する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。なお、任期の満了前に退任した委員の後任として就任した者の任期は、前任者の残任

期間とする。

- 3 委員は、任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(部門等)

第5条 各委員会には、理事会の承認を得て所管する委員会の下部組織として部門、ワーキンググループ等（以下、「部門等」という。）を設置することができる。

- 2 部門等の責任者は、委員長が所管する委員会の副委員長の中から指名し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 部門等の構成員は、委員長が各委員会の副委員長又は委員の中から指名し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 部門等の責任者及び構成員の任期は、委嘱の日から開始し、所管委員会の委員長の任期の範囲のうち、選任後2年以内に終了する事業年度に開催する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。なお、任期の満了前に退任した部門等の責任者及び構成員の後任として就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 部門等の責任者及び構成員は、任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(理事会への報告)

第6条 委員長は、会長が委任した所管事項における業務を執行した際には、その内容について理事会に報告しなければならない。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の議を経て行うことができる。

付 則

この規程は、2024年9月20日から施行する。